

株式会社船井財産コンサルタンツ高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988 URL : <http://www.funai-t.co.jp/>

昨年12月13日、自民党から平成20年度税制改正大綱が発表されましたが、前回に引き続き注目すべき改正点についてご説明していきます。今回は「金融・証券税制」について。

## ●税制改正でどう変わる？

現在、上場株式等の譲渡益および配当に係る税率は10%（所得税7%、住民税3%）となっております。これは本則の税率は20%（所得税15%、住民税5%）ですが、2008年12月31日までは軽減税率の10%が適用されているためです。

**今回の改正により、2009年1月1日以降については20%に戻ります。**ただし軽減税率の廃止を補完するため、**2009年1月1日から2010年12月31日までの2年間は上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち500万円以下の部分と、大口株主が支払いを受けるものを除く上場株式等の配当（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く）のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、住民税3%）の税率を適用する軽減措置が設けられます。**（改正のタイムスケジュールは下記表をご参照ください。）次に詳細をご説明いたします。

## ●上場株式等の譲渡所得等に対する課税について

特定口座のうち「特定口座源泉徴収届出書」を提出した源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は上記で説明したとおり**2009年1月1日から2010年12月31日までの2年間は10%（所得税7%、住民税3%）の税率となり、**年間の上場株式等の譲渡所得等が源泉徴収選択口座内で500万円以下であればこれまで通り確定申告は不要です。

ただ、**源泉徴収選択口座内と源泉徴収選択口座以外の上場株式等の譲渡所得等を加えた金額が500万円を超えた時は、源泉徴収選択口座内の譲渡所得を含めて確定申告しなければなりません。**

## ●上場株式等の配当所得に対する課税について

上場株式等の配当に対する軽減税率の適用期限は当初2009年3月31日までと規定されていました。

つまり今回の改正で2009年1月1日以後の配当も20%の税率に戻るので廃止時期が少し早まることとなります。ただ左記にご説明したとおり、2009年1月1日から2010年12月31日までの2年間は、大口株主が支払いを受けるものを除く上場株式等の配当のうち、100万円以下の部分については10%（所得税7%、住民税3%）の税率を適用する軽減措置が設けられます。ただ、**配当等金額の合計額が100万円を超える場合は、申告不要の特例は適用されず、総合課税が新たに創設される申告分離課税を選択することになります。**なお、総合課税を選択した場合は、これまで通り配当控除等の適用を受けることができます。ただしいずれが有利になるかは納税者自信が選択しなければなりませんので注意が必要です。

## ●上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算の特例の新設

2009年1月1日以降の年分の上場株式等の譲渡所得などの金額の計算上生じた損失の金額がある時やその年の前年以前3年内の各年に生じた譲渡損失があるときは、損失の金額を配当所得の金額から控除することができるようになります。つまり、**上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算ができるようになります。**ただし、**損益通算の対象となる配当所得は申告分離課税を選択したものに限られます。**（住民税に関しては2010年分以後）

なお2010年1月を目途に、特定口座（源泉徴収選択口座）へ、その口座を開設している証券会社等の営業所を通じて受け取る上場株式等の配当等を受け入れることができるようになります。そして、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その口座内に上場株式等の譲渡損失があれば、両者を証券会社のシステム上で損益通算し、譲渡損失の金額が多ければ、配当から源泉徴収された税額を還付されるようになります。

※この資料は平成20年2月10日現在の税制をもとに作成したものであり、予告なく修正することがあります。また、確定申告の際は、必ず最寄りの税務署又は税理士に御相談ください。

→  
出展：  
経済産業省  
「平成20年度  
税制改正につ  
いて」

